

福岡市マンション管理適正化推進計画検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡市におけるマンション管理の適正化の推進を図る「福岡市マンション管理適正化推進計画」を策定することを目的とし、外部有識者を含めた「福岡市マンション管理適正化推進計画検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置するもの。

(所掌事項)

第2条 委員会は、福岡市マンション管理適正化推進計画の策定に係る以下の事項等について検討を行う。

- (1) マンション管理に係る現状と課題
- (2) マンション管理の適正化に関する計画の目標、期間
- (3) マンション管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項
- (4) マンション管理の適正化に関する指針に関する事項
- (5) その他、マンション管理の適正化の推進に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表に定める者により構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として計画策定までとする。

(組織)

第5条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を、住宅都市局住宅部住宅計画課に置く。

2 事務局を統括するため事務局長を置き、住宅都市局住宅部長の職にある者をもってあてる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、事務局が招集する。

(会議の公開)

第8条 委員会は原則としてこれを公開する。ただし、その内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、または、検討委員会を公開することにより、当該委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(意見等の聴取)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(経費の支弁)

第11条 事務局は、検討委員会の委員に対し、検討委員会の出席に対して報償費を支弁するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月23日から実施する。

(別表)
委員名簿

所属	氏名
学識経験者	
九州大学大学院人間環境学研究院准教授 (一社) 日本マンション学会九州支部 所属	志賀 勉
福岡大学工学部建築学科教授 (一社) 日本マンション学会九州支部 所属	池添 昌幸
九州女子大学名誉教授 (一社) 日本マンション学会九州支部長	岡 俊江
外部団体	
(一社) 福岡県マンション管理士会 理事長	藤野 雅子
NPO 法人 福岡マンション管理組合連合会 理事	高田 訓
(一社) 福岡県マンション管理業協会 九州支部 (株) 東急コミュニティー九州支店長	門倉 智樹
(一社) マンション計画修繕施工協会 九州支部 (株) ダイニチ 営業部課長	押川 亮介
(一社) 再開発コーディネーター協会 マンション建替えアドバイザーネットワーク九州 代表 (株) ラプロス 代表取締役	樋口 繁樹
福岡マンション問題研究会 代表 松坂法律事務所 代表	松坂 徹也
公共団体	
福岡県 建築都市部 住宅計画課長	野口 秀昭
福岡市住宅供給公社 総務企画課長	矢羽田 正男
(独) 都市再生機構 九州支社 都市再生業務部業務推進課長	市川 裕康
(独) 住宅金融支援機構 九州支店 地域連携グループ 推進役	仲野 誠二
事務局	
所属	氏名
住宅都市局住宅部長	内山 孝弘
住宅都市局住宅部住宅計画課長	柿原 崇史